

会員通知 第137号

平成24年11月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小池善明

「有価証券上場規程」の一部改正について

本所は別紙のとおり「有価証券上場規程」の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年6月にアンビシャスを「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを見直したことに伴い、早期にアンビシャスから本則市場へステップアップを可能にするため、上場後1年間以上を経過していなくても申請できるよう「有価証券上場規程」の改正を行なうものです。

また、「既存市場」を「本則市場」に名称変更いたします。

なお、「本所が定める日」は、平成24年12月1日とします。

以上

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第4章の3 上場市場の変更</p> <p>第11条の4 上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更（アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。）は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（吸収合併等の場合の上場市場の変更）</p> <p>第11条の7 前3条の規定にかかわらず、アンビシャスの上場会社が上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシャスから<u>本則市場</u>への上場市場の変更を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>第4章の3 上場市場の変更</p> <p>第11条の4 上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更（アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。）は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。<u>ただし、当該上場市場の変更は、上場後1年間以上を経過していない場合には、申請できないものとする。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>（吸収合併等の場合の上場市場の変更）</p> <p>第11条の7 前3条の規定にかかわらず、アンビシャスの上場会社が上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシャスから<u>既存市場</u>への上場市場の変更を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>